

政策課題研究〈F-labo〉活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県市町村職員研修所が実施する政策課題研究〈F-labo〉に係る活動補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、政策課題研究〈F-labo〉に参加する市町村職員（以下「研究生」という。）で構成された研究班とする。

(補助の対象となる経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、福岡県市町村職員研修所長（以下「研修所長」という。）が別に定める。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で研修所長が別に定める。

(交付の申請)

第5条 研究班の班長（以下「班長」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、研究活動補助金交付申請書（様式第1号）を研修所長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 研修所長は、前条に規定する申請書が提出された場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、研究活動補助金交付決定通知書（様式第2号）により班長に通知するものとする。

(概算払い)

第7条 班長は、概算払い請求書（様式第3号）により補助金の交付を研修所長に請求するものとする。

2 研修所長は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付決定の範囲内において概算払いをするものとする。

(実績報告)

第8条 班長は、研究活動終了後、速やかに研究活動実績報告書（様式第4号）を研修所長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 研修所長は、前条に規定する報告書の内容を審査して交付すべき補助金の額を確定し、研究活動補助金額の確定通知書（様式第5号）により、班長に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 班長は、確定額を超える補助金の交付を受けている場合においては、その超える部分の補助金を速やかに研修所長に返還しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 研修所長は、研究班が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を班長に命じることができる。

- (1) 研究活動等を中止したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他、研修所長が適当でないと認めたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、研修所長が別に定める。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

福岡県市町村職員研修所長 様

申請者 第 班 班長

氏名

印

研究活動補助金交付申請書

第 班の研究活動に要する経費として補助金の交付を受けたいので、政策課題研究活動補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

(1) 研究活動実施計画書

(2) 研究活動に係る収支予算書

様式第2号（第6条関係）

福自振第 号
年 月 日

第 班 班長

様

福岡県市町村職員研修所長 印

研究活動補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった研究活動補助金の交付について、政策課題研究活動補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額

円

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

福岡県市町村職員研修所長 様

申請者 第 班 班長

氏名

印

概算払い請求書

年 月 日付福自振第 号で交付が決定した研究活動補助金について、政策課題研究活動補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 添付書類
(1) 口座振替依頼書

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

福岡県市町村職員研修所長 様

申請者 第 班 班長
氏名

印

研究活動実績報告書

年 月 日付福自振第 号に基づき交付を受け、概算払いを受けた研究活動補助金について、政策課題研究活動補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|------------------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助の対象となる経費に係る支出額 | 円 |
| 3 差引額（返還額） | 円 |
| 4 添付書類 | |
| (1) 研究活動実施実績書 | |
| (2) 研究活動に係る収支決算書 | |
| (3) 支出の内容が確認できる領収書等の写し | |

様式第5号（第9条関係）

福自振第 号
年 月 日

第 班 班長

様

福岡県市町村職員研修所長 印

研究活動補助金額の確定通知書

年 月 日付で提出があった実績報告を審査した結果、政策課題研究活動補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付すべき補助金の額を確定しましたので通知します。

記

補助金確定額

円